

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（法律問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43647

意見取（自民黨中特委）

外務省

ソラヒ	百六 博院
（内閣事務次官）	
外務事務次官	典房
内閣官房長官	連絡係
内閣人事局長	連絡係
内閣文書会議	連絡係
国務大臣	参謀企
内閣総理大臣	参領旅移
ア参地中東長	ア参北朝鮮
北二西	中南參
参西東洋	西東
近ア長經	参書近ア
次總經國方	参書近ア
長經助長	参政校二
参政校二	國一理
参政校二	參條約
參政校二	參政經科
參政經科	軍社專
參政經科	參道内外
一三	一三

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

299

総番号(TA) 446070
 70年9月17日15時10分
 70年9月19日19時34分

主 管
洋 總 発 稿 地 米 北 /
外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大臣 総領事 代理

軍用地地主連合会の要望

第360号 資

1. 4日スズキが軍用地地主連合会ヒガ会長、アカミネ副会長から最近の同連合会の動向につきちよう取したところ次の通り。

1. (1) 2日開催の役員会において17項目の復帰対策事項(要望)役員会案を決定(テキスト空送)。25日の総会に因つた上関係方面にちん情する予定である。

(2) 要望事項のうち(イ)軍用地の復帰後の取扱方式については強制的手段によらず個々の地主との賃貸借方式によるべきこと(要望事項1)。(ロ)復帰後の借地料は復帰前のそれを上まわること(要望事項8)の2点が今後の地主の動向を左右する重要なポイントであり、事前に十分協議説得すれば土地提項につき大多数の地主の同意を得られるものと確信している。

(3) 連合会としては賃借料及び復元補償につき事業關係及び資料の整備につとめており今後これら要草化事項につき問題点、地主の意向、事業關係等情報が必要であれば会

外務省

— 2 —

電信写

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検問班に連絡ありたい。

長が上京して説明する用意がある。

(4) 土地復元補償に関する訴しよう(往電第175号参照)については、訴しようの目的とする事案の措置について内部で協議中であり、25日の総会までに結論を出す予定である。

2. 上記(2)に関し、スズキより賃貸借契約による方式が望ましいにしても地主の一部に反対者がいる場合國としてはこれに対抗し、土地の継続的使用権を確保する何らかの手段をとる必要が生ずることを考慮しておかねばならぬと思う旨一般論として指摘しておいた趣。

(了)

軍用地問題に関する提議書

沖縄市町村軍用地地主会連合会

軍用地問題に関する提議

一九七二年の復帰に伴い現在米国軍隊によつて使用されている土地（軍用地）は、現行の布令二〇号、土地借賃安定法等に基づく契約方式から本土の安保条約並びに地位協定に基づく契約方式に移行されることが予想される。

上級行政により好むと好まざるにかゝわらず米国軍隊によつて接收を余儀なくされている沖縄の軍用地は、沖縄本島総面積の一三・八%を占める膨大な面積であり、しかも接收されている地域は、沖縄において最も生産性の高いところである上、地主数約四万人、筆数約一三万七千筆余、国県有地を除く軍用地総面積が約二億六百七十五万平方メートル（約二万一、〇〇〇町歩）という現状である。

そのことは本土における駐留軍の使用している土地に比較し、その規模、密度並びに内容において、本土とは異なる特殊性をおびている。このことから、復帰に際し沖縄の軍用地問題を安易に法律的解釈のみえて充分な対策を講じて置くことを提議する。

で、処理することは「第二の土地問題」を惹起する危険性をはらむものと思料される。

よつて、われわれ軍用地々主は、次の事項について要望するとともに日米琉政府がすみやかに復帰に備えて充分な対策を講じて置くことを提議する。

一、軍用地の移管方法について

沖縄の軍用地については、施政権返還に伴い、米国政府の賃借権が消滅することから、日本政府は地主の合意に基づく新規の賃貸借契約等の措置を講じて貰いたい。

二、賃借料の適正評価について

沖縄における土地の賃貸借に関する借賃は、土地借賃安定法によつて法定額を定めているが、米軍の使用している土地については、その価値増大をきびしく制限しているため、軍用地々主の過去二十五年に亘る損失は莫大なものがある。

よつて、日本政府は、施政権返還の際、これらの莫大な損失を補償するとともに、すべての不合理を是正し、沖縄における特殊事情も考慮した上、地主の同意し得る適正な賃借料の評価を図るべきである。

三、軍用地の解放に伴う復元補償について

1、一九五〇年七月一日以前に形質変更され、一九六一年六月三十日以降解放された土地の復元補償については、米国は補償責任を拒否しているので、日米両政府はその責任の所在を明確にし、速やかに補償の実現を図つて貰いたい。

2、復帰後基地の整理縮小等によつて生ずる復元補償問題についてもその補償責任の所在を明確にして貰いたい。

四、基地公害の対策について

沖縄においては、殆んどの基地が住民地域と密接しているため、基地公害が甚大である。よつて、地域住民の民生安定を図るため、すみやかに必要な措置を講じて貰いたい。

五、國家総動員法によつて強制接収された土地の元所有者への返還について
戦時中、沖縄防衛のため多くの土地が國家総動員法によつて強制接収されたが、当時、充分な補償のないまま国有地という名目で米国の管理の下に軍用地に使用されている。

戦争目的の終了した現在すみやかに元所有者の所有権回復の措置を講じてもらいたい。

六、土地所有権喪失者の救済について

戦後の土地測量の不備や申告もれ等の理由によつて軍用地内にかなりの土地所有権を喪失した地主がいる。これらの所有権喪失者の救済措置を講じて貰いたい。

七、軍用地の接收に伴う損失補償について

沖縄における軍用地接收に伴う米軍による補償は主として賃借料と地上物件の補償のみであるため、残地補償、近傍財産の補償、離作補償、水利権の補償、その他通常補償が全くなされていないのでこちらの補償については本土政府の責任で措置して貰いたい。

八、基地交付金について

膨大な土地が軍用地に接收されたため、関係市町村においては、財政その他あらゆる面で支障をきたしている。従つて、当該市町村のこのような事情を考慮され、すみやかに特別基地交付金並びに調整金制度を確立して貰いたい。

九、防衛施設局の設置について

沖縄の米軍基地は、その規模、密度、並びに内容において本土の基地とは異なる特殊性をおびているほか、約四万人の地主が関係しているため、問題が複雑多岐にわたっている。

よつて、復帰後の沖縄基地の管理運用にあたつては、関係地主の意向を充分反映し得る施設局等の設置が必要である。

以上

一九七〇年 月 日

沖縄市町村軍用地地主会連合会
会長 比嘉貞信

殿

沖繩問題特別委員会

昭四六・三・三(水)午后三時

於・本部五一〇号室

議題 軍用地問題について

政府側等出席者(予定)

沖繩・北方対策庁

岡部長官

渡辺調整部総括参事官

小玉総務部総務課長

防衛施設庁 島田長官

事務局長 砂川直哉

銅崎調停官

外務省 佐藤アメリカ局北米第一課首席事務官

沖繩市町村軍用地地主会連合会

会長 比嘉貞信

副会長 赤嶺慎英

沖繩軍用地問題(ノーリー)
(自己覚書持手記録)

四六・三・三
半九一

三月三日午後自己覚書持手記録開示
特別委員会が開催され、沖縄市町村軍用地地主
会連合会の改善企画、赤嶺副会長、竹山事務局長
より、各主張を述べられ、今後は如何に会合開催
が進むか、答申され、開示された。(多方
の様子)

外務省

条約局長
条約課長
法規課長
安全保障課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

後刻在右今寫得有已過後、東次第更長上。

卷之三

丁酉年余加新角努力力九月三日施設行而之
毛鍾之男力子七人。余以西加新角之行合之

少數才可補充之多數也。如大約有二三種之多，便應另立一科。總計之，通一九向類七
考者，如以大科分之，則大科之多寡，當以大科之多寡為準。